

2007年7月17日

## **新潟県中越沖地震により被害を受けられた皆様にお見舞いを申し上げます。**

このたびの新潟県中越沖地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

このたびの被害を受けられたご契約者の皆様からのお問い合わせは、代理店または最寄りの日本興亜損保営業課支社にて承ります。なお、日本興亜損保は日本興亜生命の事務代行会社です。

また、下記の新潟県中越沖地震の窓口でも承りますのでご案内申し上げます。

日本興亜生命保険株式会社へのご連絡は

・ご契約内容についてのご相談 総合カスタマーセンター

TEL: 0120-538-107(通話料無料)

【受付時間】 月～金 午前9時～午後6時

土 午前9時～午後5時

(日・祝日および12/31～1/3は除きます)

・保険金・給付金のご請求についてのご相談 保険金サービスグループ

TEL: 0120-528-170(通話料無料)

【受付時間】午前9時～午後5時(土・日・祝日および12/31～1/3は除きます)

※保険金・給付金のご請求の受付につきましては総合カスタマーセンター

で午後6時まで承っております。

弊社では、災害により災害救助法が適用された地域の被災契約者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。

### (1) 保険料払込猶予期間の延長

お申し出により、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6ヵ月延長します。

### (2) 保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速なお支払い

お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお支払いをいたします。

※災害救助法の適用状況(厚生労働省発表)については、厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp>)をご参照ください。

以上